

# 官報 号外 平成十八年十一月二日

## ○第一百六十五回 国會 衆議院會議錄 第十三号

平成十八年十一月二日(木曜日)

平成十八年十一月二日

午後一時 本会議

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○本日の会議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方分権改革推進法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○加藤勝信君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(河野洋平君) 委員長の報告を求めます。 総務委員長佐藤勉君。

平成十八年十一月二日 衆議院会議録第十三号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外一案 地方分権改革推進法案についての菅総務大臣の趣旨説明

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○佐藤勉君登壇) ついまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の人事院勧告にかんがみ、俸給の特別調整額の定額化に伴う規定の整備、扶養手当の額の改定、広域異動手当の新設等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、秘書官について、広域異動手当の新設を行おうとするものであります。

両案は、去る十月三十日本委員会に付託され、翌三十一日菅総務大臣から提案理由の説明を受け、本日質疑を行い、これを終局いたしました。

次いで、採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されました。

次いで、採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案を一括して採決いたしました。

兩案の委員長の報告はいずれも可決であります。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○國務大臣菅義偉君登壇)

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、地方分権改革推進法案について、趣旨の説明を求めます。 総務大臣菅義偉君。

(國務大臣菅義偉君登壇)

○議長(河野洋平君) 地方分権改革推進法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権改革の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備するものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、地方分権改革の推進に関する基本理念であります。

地方法規改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体がみずから判断と責任において行政を運営することを促進し、もつて個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとしております。

第二は、国及び地方公共団体の責務であります。

国は、地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するためには、必要な体制を整備するとともに、地方分権改革の推進に関する施策を総合的に策定し、

及びこれを実施する責務を有し、地方公共団体は、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有することとしております。さらに、国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有することとしております。

第三は、地方分権改革の推進に関する基本方針であります。

国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体への権限移譲の推進、地方公共団体に対する事務の処理またはその方法の義務づけの整理合理化、地方公共団体に対する国または都道府県の関与の整理合理化その他所要の措置を講ずるものとし、さらに、当該措置に応じ、国庫補助負担金、地方交付税、国と地方公共団体の税源分配等の財政上の措置のあり方について検討を行うものとしておりまます。また、地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他必要な措置を講ずることにより、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとしておられます。

第四は、地方分権改革推進計画であります。政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、講すべき必要な法制上または財政上の他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成し、当該計画を国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないこととしております。

第五は、地方分権改革推進委員会であります。内閣府に、地方分権改革推進委員会を設置することとしております。当該委員会は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する委員七人をもつて組織し、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するものとしております。

#### 地方分権改革推進法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。林幹雄君。

〔林幹雄君登壇〕

○林幹雄君 私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となりました地方分権改革推進法案について質問いたします。(拍手)

安倍総理は、さきの所信表明演説において、

「額に汗して勤勉に働き、家族を愛し、自分の暮らす地域やふるさとをよくしたいと思い、日本の未来を信じたいと願っている人々、そして、すべての国民の期待にこたえる政治を行ってまいります。」と述べられ、また、「地方の活力なくして国の活力はありません。やる気のある方が自由に独自の施策を展開し、魅力ある地方に生まれ変わらるよう、必要となる体制の整備を含め、地方分権を進めます。」と述べられております。

私も、このような総理のお考えに共感を覚える一人であり、そして、地方分権により魅力ある地方をつくることが、総理の言われる美しい国をつくることにほかならないと考えるところであります。

そこで、地方分権を進めるためには、内政の中の役割を地方、特に基礎自治体である市町村に移し、国は、本来国として果たすべき役割に重点化していくことにより、国と地方の権限や財源を思い切って地方に移譲し、地方がみずから創意と責任で仕事ができるようになります。

なお、この法律は、政令で定める施行の日から起算して三年を経過した日にその効力を失うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

今般提出のあつた地方分権改革推進法案は、この新たな地方分権改革を進めるに当たつての推進体制などを定める枠組み法であります。

以上の点を踏まえ、まず最初に、今回、本法案を起点として取り組んでいくことになる新たな地方分権改革についての基本的なお考えを総理にお伺いいたします。

次に、新たな地方分権改革の方向性についてお尋ねします。

先ほども申し上げましたとおり、平成十一年の地方分権一括法では、機関委任事務制度の廃止など大きな成果を見たところでございますが、権限移譲や、地方公共団体の事務の義務づけの緩和など、まだ取り組むべき課題が残っているところであります。

これらの課題に取り組んでいくに当たつて、まずは、それぞれの行政分野、個別の事務事業において、国と地方の役割分担の見直しを行うことが必要であります。そのことに基づき、権限の移譲や、地方公共団体への関与の廃止縮小などに取り組んでいくことが必要でないかと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

これから地方分権改革推進法案に基づき進めていくこうとしている新たな地方分権改革と、こうした道州制の導入に向けた枠組みとの関係はどのようなものになるのか、総理の基本的な御所見をお伺いします。

最後に、新たな地方分権改革における地方税財源の充実についてお伺いします。

真の地方分権の実現のためには、国と地方の役割分担に沿つた事務事業の見直しとあわせ、地方の自由度の拡大にふさわしい税財政基盤を確立することが不可欠であると考えます。

三位一体改革において、三兆円の税源移譲を初めとした踏み込んだ改革がなされたものと一定の評価をいたしておりますが、市町村長の方々の声をお聞きしますと、自由度が高まつていい、あるいは、交付税が大幅削減され、独自の地域振興

ていくことが必要です。

平成十一年の改革では、機関委任事務制度が废止されました。その後、三位一体改革では、三兆円の税源移譲が実現しましたが、まだ解決すべき課題は残っております。さらなる地方分権改革を進めていくことが求められています。

今般提出のあつた地方分権改革推進法案は、この新たな地方分権改革を進めるに当たつての推進体制などを定める枠組み法であります。

以上の点を踏まえ、まず最初に、今回、本法案を起点として取り組んでいくことになる新たな地方分権改革についての基本的なお考えを総理にお伺いいたします。

これとし二月、第二十八次地方制度調査会は、国と地方の双方の政府を再構築し、新しい政府像を確立する見地に立つならば、道州制の導入が適当とする答申を示しました。しかしながら、道州制導入の是非や時期については明示せず、今後の幅広い国民的議論にゆだねた形となつております。

総理の所信表明演説では、道州制の本格的な導入に向けた道州制ビジョンの策定に触れられております。今後、国民的議論に資するようなわかりやすいビジョンが示されることを期待するものであります。

このような点を踏まると、道州制を導入し、国と地方の双方の政府を見直すべき時期に来ているのではないかと考えます。

一方で、全国の市町村は、明治、昭和、そして平成の大合併により、約七万から千八百余りにまで再編されることになりました。合併により市町村の行財政基盤が充実し、住民に身近なサービスを広く市町村が担うことが可能となつてきていましたし、都道府県と市町村の関係にも変化が見られるところであります。

が展開しにくくなつたという声も耳にします。

今回の改革においては、眞の地方分権を実現するため、地方の活力なくして国の活力なしといふ視点を踏まえつつ、地方税財源の充実確保に取り組むべきと考えますが、どのように取り組んでいくつもりなのか、総務大臣の所見を伺います。

以上、地方分権改革推進法案についての基本的な所見についてお伺いしました。

地方分権の推進は、地方公共団体の自主性、自立性を高めることによって、地方がみずから判断と責任において行政を運営することを促進する、そのことにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図り、国民福祉の増進を図ることになります。

地方分権は、待ったなしに取り組むべき喫緊の課題であります。今回の新たな地方分権改革の取り組みにより、地方が元気になり、魅力ある地方に生まれ変わることを期待し、私の質問とします。(拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 林幹雄議員にお答えをいたします。

地方分権改革についてお尋ねがありました。

地方の活力なくして国の活力はありません。やる気のある方が自由に独自の施策を展開し、魅力ある地方に生まれ変わるよう、地方分権を積極的に進めてまいります。このため、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与、国庫補助負担金の廃止縮小等を図つてまいります。

地方分権改革と道州制との関係についてのお尋ねがありました。

私は、地方分権改革は、知恵と工夫があふれた方の実現に向け、眞に地方の自律と責任を確立するための取り組みであると考えております。こうした地方分権改革の着実な実施が、将来の道州制の本格的な導入につながるものと考えており、今後、国民的議論の前提となる道州制ビジョンの

検討を進めてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁いたしました。(拍手)

○國務大臣(菅義偉君) 林議員から二つ質問があ

りました。

まず、国と地方の役割分担の見直しについてであります。

地方にできることは地方にとの理念のもと、地方公共団体にできる限り事務権限を移譲し、地方の自由度の拡大とともに、責任を明確化することが必要であると考えます。このため、本法案に基づいて必要な体制等を整備し、国と地方公共団体が適切に役割分担することとなるよう不断の見直しを行つてまいります。

次に、地方税財源の充実についてお尋ねがあり

ました。石橋湛山は、大正十四年、東洋経済新報の社説において、自治体の政治は、眞に住民自身が、自身のために自身で行う政治たるを得ると論じ、民主主義の原点が自治にあることを指摘しているのです。

分権改革によって、地域の自治は活性化されまます。地域の実態に即した責任ある政策の実現が可能になります。さらに、国の各種の補助金の廃止と自治体財政の充実、そして国の権限と関与の縮小によって、限られた財源をより効果的、効率的に使用することができます。国や自治体組織の簡素化にも大きな効果が期待できます。まさに分権改革は今の日本に最も必要な改革なのであります。

また、地方分権は、地方との文字面から、自治体や地方のための改革と思われがちであります。また、地方分権は、地方との文字面から、自治体や地方のための改革と思われがちであります。

ただいま議題となりました地方分権改革推進法案について、民主党・無所属クラブを代表して質問をいたします。(拍手)

私たちの日本は、戦後、新たな民主主義の国として生まれ変わりました。しかし、その民主主義は、眞の民主主義とは質を異にした観客民主主義

義、あるいは、私自身の言葉で言いますと、国や自治体、組織や他者に依存するお任せ民主主義だつたと思われます。

しかし、現下の幾多の課題を思うとき、このお任せ民主主義からの脱却が必要であり、主権者たる国民が自律性と責任を持ってみずから考え、行動するという眞の民主主義を必要としている、今はまさにそのときだと私は強く感じております。

そして、眞の民主主義実現のかぎを握るのが自

治であります。

フランスのトクヴィルやイギリスのブライスは、百年以上も前に、国家レベルの民主主義をしっかりとさせんその要素、それは自治であることを指摘し、ブライスは、民主主義の源泉たる自治は民主主義の学校であるとの言葉を残しております。

また、石橋湛山は、大正十四年、東洋経済新報の社説において、自治体の政治は、眞に住民自身が、自身のために自身で行う政治たるを得ると論じ、民主主義の原点が自治にあることを指摘しているのです。

分権改革によって、地域の自治は活性化されまます。地域の実態に即した責任ある政策の実現が可能になります。さらに、国の各種の補助金の廃止と自治体財政の充実、そして国の権限と関与の縮小によって、限られた財源をより効果的、効率的に使用することができます。国や自治体組織の簡

素化にも大きな効果が期待できます。まさに分権改革は今の日本に最も必要な改革なのであります。

また、地方分権は、地方との文字面から、自治体や地方のための改革と思われがちであります。

フランスの元老院、そしてドイツの連邦参議院、いずれも国の政策を議論する場ですが、この議会の構成員は自治の関係者なのであります。この仕組みにより、国の政策に国民の実態が反映され、国民にとって眞に効果を發揮する政策の創出が可能になります。

そこで、総理にお伺いします。

眞の分権型社会とは、単なる権限の移譲ではありません。どんなに権限がふえても、それが他者の意思によつて分け与えられる権限なら分権型社会とは言えないのです。国と自治体が対等の関係

で、総理の目指す国は美しい国と述べられますが、その説明からは、どうも分権型の国姿が見えません。地域や地方よりも国や国家を中心とする、分権とは逆の国のようにも思われます。

折しも今、教育の場においては、痛ましいじめ事件や、高校での必修科目の未履修問題が発生しています。これらに関する議論からは、中央集権的な強制力の強い国家像の復活が見え隠れし、分権型社会の構築とは乖離する議論になる懸念を感じます。

そこで、総理が地方の活力なくして国の活力はないと考える具体的な理由と、分権型社会構築の観点から総理の考える日本の国形についてどう考えておられるか、お伺いをいたします。

現在の日本の国レベルでの政策決定には大きな問題点があると私は思つております。それは、自治体や国民に影響を及ぼす法律の議論、決定に関わるだけの存在にとどまつていることです。自治の現場は、国政のよしあしを判断するリトマス試験紙のようなものです。また、政策の内容を規定する現実、眞実は、自治の現場に多数存在しています。国の政策決定に自治の現場の実態をしっかりと反映させないままに議論をした結果、例えば、障害者の自立を阻害する障害者自立支援法を生み出してしまつたのです。

フランスの元老院、そしてドイツの連邦参議院、いずれも国の政策を議論する場ですが、この議会の構成員は自治の関係者なのであります。この仕組みにより、国の政策に国民の実態が反映され、国民にとって眞に効果を發揮する政策の創出が可能になります。

そこで、総理にお伺いします。

眞の分権型社会とは、単なる権限の移譲ではありません。どんなに権限がふえても、それが他者の意思によつて分け与えられる権限なら分権型社会とは言えないのです。国と自治体が対等の関係

安倍総理は就任後、本院で初めての演説の中

は、眞の民主主義とは質を異にした観客民主主義

地方分権改革推進法案の趣旨説明に対する逢坂誠二君の質疑

三

で議論し、政策決定ができる仕組みを構築する」とが分権型社会には必須だと私は考えますが、総理の所見をお伺いいたします。

その具体化として、自治体関係者が国と同じテーブルで国の政策について議論、決定する仕組みをつくることが重要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、将来的には、フランスの元老院、ドイツの連邦参議院の例に見られるように、日本の国権の最高機関にも自治関係者の関与を考えるべきだと私は思いますが、総理の所見をお伺いいたします。

## (号外)

なお、さきの通常国会で提案され継続審議となつてゐるいわゆる道州制特区推進法案も、道州制という分権のある種の発展形態を目指す法案であるにもかかわらず、自治体が提案したことを国が判断して決定するという、上下主従の構造であつたといつていいと思います。（拍手）

法案第七条には、透明性の向上と住民参加の規定があります。自治体のみならず、国の行財政改革においても、情報公開、透明性の向上と参加こそが改革の出発点だと感じます。

しかし、国の情報公開の実態は極めて不誠実です。過日、高齢者や障害者の雇用を支援する独立行政法人に関連し、民間からの納付金の運用実態を問い合わせたところ、なかなか情報を出さず、何度もやりとりをしてやつと資料が届く始末です。しかも、その決算資料の費用分けが大き過ぎて、納付金が有效地に使われているか、無駄がないかを知る材料にはなりませんでした。

現在、障害者の皆さんは、この法人が本当に障害者の役に立つてあるかどうか、その実態を知りたいと願っています。しかし、国の情報非公開の壁に阻まれて、苦しい立場にいる障害者の皆さんの方にこたえることができず、私は、本当に申し

わけなく、そして悔しく思っています。

去る四月十日、衆議院の行政改革に関する特別委員会で、行政改革に関する情報公開が進まないことへの懸念をただしたところ、担当大臣から、私どもも、かなり役所に強く迫つてることもひとつお伝えをしていく次第でございます、なかなか歯がゆいところがあるお気持ちは私どもも共有するところがありますと発言され、現役の閑僚にすら役所は情報公開をしていない実態が明らかになりました。

そこで、総理にお伺いします。

分権改革や行財政改革の出発点は情報の公開や情報の透明性の確保だと考えますが、この考えに賛同できますでしょうか。

さらに、現職の閑僚までもが役所から情報を引き出すことに苦慮している実態があり、特別会計や独立行政法人などに至つては、情報公開よりも中央省庁などの透明性の確保は不十分だと感じますが、総理の認識をお伺いします。

加えて、改革のみならず、健全な民主主義の発展のためにも、さらにつきりとした情報公開が不可欠だと考えますが、この点に総理としてどう

お伺いいたします。

なお、あわせて、過日、菅総務大臣が、NHKのラジオ国際放送において、拉致問題について特に留意して放送を行うよう命令を電波監理審議会に諮問する意向を表明しています。私は、一般論として、個別に内容を特定する命令放送に対する総理の考え方をお伺いいたします。

地方六団体が六月に内閣に提出した意見書の中には、中央省庁の壁は厚く、三位一体改革では、

際にも大きな弊害となりました。

ところが、法案第四章に定める地方分権改革推進委員会の規定は、以前の地方分権改革法とほぼ同様であり、またしても官僚の強い抵抗に遭遇する可能性が高いことが予測されます。そこで、この弊害を回避するために、第三条第一項に「地方分権改革を集中的かつ一體的に推進するために必要な体制を整備する」旨の規定が設けられたよう

です。

そこで、まず菅総務大臣に伺います。

この体制の整備に関し、現時点で具体的に予定あるいは検討されていることをお知らせください。

次に、総理にお伺いします。

この推進委員会の運営には、経済財政諮問会議のように総理と政治の強いリーダーシップが必要だと考えますが、総理としてそれを制度上どう担保するおつもりか。あわせて、この委員会では、

地方のこととに詳しい委員、例えば自治体関係者などが入らなければ血の通つた議論にはならないと

思います。この点をどう考へておられるか、お伺いいたします。

第六条に財政上の措置のあり方が規定されておりますが、地方交付税は地方固有の財源であり、

自治体の自律を考え上で極めて重要な仕組みだと認知されています。しかし、総理はこの交付税の制度を誤解されているのではないかと私は心配をしております。

それは、総理が、地場産品の発掘やブランディングなど、前向きに取り組む自治体に對して交付税の支援措置を新たに講ずる「頑張る地方応援プロジェクト」を来年度からスタートさせるとの考え方を持っていますからであります。この総理の考え方の

ように、地方交付税を補助金のようにつづつたり、

国が強い関与を残したまま補助負担率を引き下

げ、地方の自由度の拡大という点では不十分だつたとのくだりがあります。このような中央省庁や

官僚の抵抗は、以前の地方分権推進計画の策定の

この法案は、三年の时限立法であり、以前の分権推進法に比較すれば期間が短くなっています。

そこで、この三年間は対象を絞つて分野を限定し、議論になる可能性が高いと私は思われます。が、具体的にどの分野を議論する予定でいるのかをお伺いします。

さて、去る十月二十日、札幌市で地方分権推進北海道総決起大会が開催され、広い北海道の各地から、市町村長、議長などを初め千名近い方々が参加されました。この大会で、分権にはみんな反対などと述べた方がいました。何とそれは、元

総務大臣を務められた与党参議院の重鎮であります。

反対などと述べた方がいました。何とそれは、元

総務大臣を務められた与党参議院の重鎮であります。

官報 (号外)

郵政民営化などというまやかしの改革ではなく、國、地方を通して本当の改革の本丸になる分権改革を、民主党は国民の皆様とともにしつかりと進めることをお誓い申し上げ、私の質問いたします。

大勢の皆様からの御声援、ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 逢坂誠二議員にお答えをいたします。

國の形についてお尋ねがありました。やる気のある地方が自由に独自の施策を展開し、魅力ある地方に生まれ変わる、そして、このことがまさに我が國の活力と成長の源泉となる。すなわち、地方の活力なくして國の活力なしが、私の地方自治に対する基本的な理念であります。

私たちは、地域に支えられて生まれ、育ち、学び、そして暮らしています。活力に満ち、一人一人が誇りを感じられる地域をつくり出していくこそが、私が考える日本の國の形、まさに「美しい國、日本」の実現につながるものと確信をいたしております。

地方分権改革と権限移譲についてのお尋ねがございました。

知恵と工夫があふれた地方の実現に向け、真に地方の自立と責任を確立していくためには、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開できるようになることが重要であり、一方、國は國家の本来的任務を重点的に担うようにすべきであると考えております。

その意味で、地方分権を推進する上ではまずもつてなすべきは、國と地方の役割分担の見直しであり、これに基づいて権限移譲等を図ることが肝要であります。

國の政策について決定する仕組みについてお尋ねがありました。

國の政策については、全国知事会議など、現状においても、地方の意見、意向を適切に反映する仕組みを有しているところであります。國の政策

を決定する仕組みについては、國と地方のそもそも果たすべき役割を常に念頭に置きながら、地方の意見が反映されるよう配慮していくことが重要なと進めることをお誓い申し上げ、私の質問いたします。

大勢の皆様からの御声援、ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕  
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 逢坂誠二議員にお答えをいたします。

國の形についてお尋ねがありました。各國の國権の最高機関は、それぞれの國の機構、文化、歴史等に応じて、それにふさわしい形で構成、運営されているものと考えています。國會の場において検討がなされるべきものであります。

なお、國政への地方の意見の反映のあり方については、國と地方の果たすべき役割、相互の関係等を踏まえて、今後とも多角的視点から研究していくべき課題と考えております。

情報公開や情報の透明性の確保についてのお尋ねがありました。

公正で民主的な行政の推進には、行政機関の保有する情報の公開が不可欠ではないか

とのお尋ねがありました。

政府における情報公開につきましては、平成十三年の情報公開法の施行を契機として、公開され

る行政文書や情報が質的にも量的にも飛躍的に拡充されており、公正で民主的な行政の実現のための基盤として定着してきていると認識しております。

今後とも、政府の諸活動について、國民に対する説明責任を全うするために、着実に情報公開の推進に取り組んでまいります。

いわゆる命令放送についてのお尋ねがございました。

北朝鮮による拉致は未曾有の国家的犯罪であり、我が國の國家主權と國民の生命、安全にかかる重大な問題であります。被害者の御家族も御高齢になられ、大変不安な気持ちでいらっしゃいます。

ます。もう一刻の猶予も許されません。そのため救出を待つてはいる被害者のために何ができるかという観点から、政府一体となって、それぞれの立場でとり得る施策について検討しているところであります。

こうした中で、御指摘の国際放送については、放送法の規定に基づいて検討し、適切に対処してまいります。

地方分権改革推進委員会の運営についてのお尋ねがありました。

委員会においては、政府が作成する地方分権改革推進計画について、そのための具体的な指針の勧告等を、内閣総理大臣である私に対して行うこととなっています。委員会において検討が行われ、政府一体となって地方分権改革の取り組みを実行できるよう、私としても、そのさまざまの局面においてリーダーシップを發揮してまいりました。

地方分権改革推進委員会の委員についてのお尋ねがありました。

委員会の委員については、地方分権の推進についてすぐれた識見を有する方の中から、両議院の同意を得た上で任命することとしています。委員の構成については、地方の実情を十分に把握できるようなものとすべきことはもちろんであります

が、一方、地方分権は國のあり方にもかかわる重要な事柄であることから、國民全体の意見を反映することができるような人選を幅広く行ってまいります。

地方交付税についてのお尋ねがありました。

頑張る地方応援プログラムは、魅力ある地方を目指し、前向きに取り組む自治体を支援するため、地方の頑張りの成果を交付税の算定に反映するものであります。交付税は使途を特定されない一般財源であり、こうした算定が、交付税の補助金化となり、交付税制の本旨に反することには到底ならないものであると考えております。

三年の時限立法であることについてのお尋ねがございました。

その意味で、地方分権を推進する上ではまずもつてなすべきは、國と地方の役割分担の見直しであり、これに基づいて権限移譲等を図ることが肝要であります。

國の政策について決定する仕組みについてお尋ねがありました。

國の政策については、全国知事会議など、現状においても、地方の意見、意向を適切に反映する仕組みを有しているところであります。國の政策

改革にスピード感が求められる昨今の状況等を踏まえると、魅力ある地方を創出するための地方分権改革は、より短期間で具体的かつ実質的な成果を得る必要があると考えます。地方分権における重大な問題であります。被害者の御家族も御高齢になられ、大変不安な気持ちでいらっしゃいます。

改革にスピード感が求められる昨今の状況等を踏まえると、魅力ある地方を創出するための地方分権改革は、より短期間で具体的かつ実質的な成果を得る必要がありますと見えます。地方分権における重大な問題であります。被害者の御家族も御高齢になられ、大変不安な気持ちでいらっしゃいます。

〔國務大臣菅義偉君登壇〕

○國務大臣(菅義偉君) 逢坂議員から、推進体制の整備についてお尋ねがありました。

本法案では、政府は、地方分権改革推進計画の作成から実施までを三年の时限で集中的かつ一体的に推進することとしております。

そのための政府における体制については、政治のリーダーシップが発揮できるよう検討してまいります。いずれにしても、新たな地方分権改革は政府一体となって取り組んでいくことが不可欠であると考えております。(拍手)

○國務大臣(菅義偉君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十六分散会

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

出席内閣官房副長官

内閣総理大臣 安倍晋三君

総務大臣 菅 義偉君

内閣官房副長官 下村博文君

総務副大臣 大野松茂君



官報(号外)

理事 若宮 健嗣君 (理事西銘恒三郎君去る十月三十一日理事辞任につきその補欠)	龜井善太郎君 谷 公一君 土井 亨君 森 喜朗君 西川 京子君
一、昨一日、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	高司君 鈴木 鑑祐君 高司君 長崎幸太郎君
理事 遠藤 武彦君 (理事吉川貴盛君去る十月三日委員辞任につきその補欠)	寺田 學君 原田 令嗣君 広津 素子君 馬渡 龍治君
理事 上川 陽子君 (理事三ツ矢憲生君去る十月三日委員辞任につきその補欠)	高橋千鶴子君 佐藤 剛男君 渡部 篤君
(特別委員辞任及び補欠選任) 理事 高木 穀君 (理事宮路和明君去る十月三日委員辞任につきその補欠)	野田 佳彦君 猪口 邦子君 石井 郁子君
一、去る十月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	森 浮島 敏男君 江渡 聰徳君 長崎幸太郎君
沖縄及び北方問題に関する特別委員 辞任 安次富 修君 小野 次郎君 御法川信英君 西銘恒三郎君	寺田 學君 原田 令嗣君 広津 素子君 馬渡 龍治君
教育基本法に関する特別委員 辞任 西銘恒三郎君 小野 次郎君 安次富 修君	高橋千鶴子君 佐藤 剛男君 渡部 篤君
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員 青少年問題に関する特別委員 辞任 津村 啓介君 泉 健太君	野田 佳彦君 猪口 邦子君 石井 郁子君
教育基本法に関する特別委員 辞任 大島 理森君 小野寺五典君 杉田 元司君	森 浮島 敏男君 江渡 聰徳君 長崎幸太郎君
地方公団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 (議案提出)	寺田 學君 原田 令嗣君 広津 素子君 馬渡 龍治君
一、去る十月三十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 1. 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案 2. 地方公団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案	高橋千鶴子君 佐藤 剛男君 渡部 篤君
（議案付託）	佐藤 剛男君
一、去る十月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 1. 関税暫定措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二号) 2. 財務金融委員会 付託	佐藤 剛男君
（議案送付）	佐藤 剛男君
一、去る十月三十一日、参議院に送付した内閣提出は次のとおりである。 1. 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案	佐藤 剛男君
（質問書提出）	佐藤 剛男君
一、去る十月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 1. 諸外国における著作権等の保護期間及び孤児作	佐藤 剛男君
品(著作権者等不明作品)に関する質問主意書 (川内博史君提出)	寺田 學君
外務省と報道機関の関係に関する質問主意書 (鈴木宗男君提出)	寺田 學君
一、昨一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。	寺田 學君
特別史跡平城宮跡の活用と保護に関する質問主意書 (石井郁子君提出)	寺田 學君
北朝鮮の地位に関する質問主意書 (鈴木宗男君提出)	寺田 學君
琉球王国の地位に関する再質問主意書 (鈴木宗男君提出)	寺田 學君
ボリビア共和国のコロニア・オキナワにおける先住民の農地不法侵入事件に関する質問主意書 (照屋寛徳君提出)	寺田 學君
国公私立小中学校における未履修に関する質問主意書 (糸川正晃君提出)	寺田 學君
琉球王国の地位に関する再質問主意書 (鈴木宗男君提出)	寺田 學君
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	寺田 學君
（質問書提出）	寺田 學君
一、去る十月三十一日、内閣から提出した質問主意書は次のとおりである。 1. 行政院議員鈴木宗男君提出外務省職員のサービス残業に関する再質問に対する答弁書 2. 行政院議員鈴木宗男君提出本省課長職を経験しない外務省職員の大使人事に関する再質問に対する答弁書 3. 行政院議員鈴木宗男君提出政府が保管するワインに関する質問に対する答弁書 4. 行政院議員鈴木宗男君提出外務省職員のサービス残業に関する再質問に対する答弁書 5. 行政院議員鈴木宗男君提出民間シンクタンクと外務省の関係に関する質問に対する答弁書 6. 行政院議員鈴木宗男君提出サンフランシスコ和平条約における北方領土問題の取扱いに関する質問に対する答弁書 7. 行政院議員鈴木宗男君提出大東亜宣言に関する第三回質問に対する答弁書 8. 行政院議員鈴木宗男君提出第三十一吉進丸の船長に対するロシアの「裁判」に関する第三回質問に対する答弁書	寺田 學君

衆議院議員鈴木宗男君提出外務本省建物の耐震強度強化工事に関する再質問に対する答弁書  
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における部内連絡の件数に関する質問に対する答弁書

平成十八年十月二十日提出  
質問 第一〇二号

政府が保管するワインに関する質問主意書  
提出者 鈴木 宗男

政府が保管するワインに関する質問主意書  
一 物品管理法施行令第四十二条には、  
「物品管理官、物品出納官又は物品供用官  
は、物品管理簿、物品出納簿又は物品供用簿を  
備え、それぞれの職務に応じ、その管理する物  
品についての異動を記録しなければならない。  
ただし、財務大臣が指定する場合は、この限り  
でない。」

二 政府が保管するワインについて物品管理簿が  
作成されていないとするならば、それは法令に  
については物品管理簿を作成することが免除さ  
れているか。

三 物品管理法施行規則第十七条には、  
「契約等担当職員その他物品に係る事務又は  
事業を行う職員は、取引の状況等を勘案して物  
品を取得することが適当であると認めるときそ  
の他の職務を行うことにより物品を取得する  
予定があるときは、その旨を物品管理官に通知  
しなければならない。」

2 前項の通知又は令第二十五条の規定による  
物品の取得に関する通知は、次に掲げる事項  
を明らかにしてしなければならない。たゞ  
し、価格を明らかにする必要がないと認める  
ときは、これを省略することができる。

一 取得する物品又は取得した物品の品目、  
数量、規格及び価格

二 取得の時期及び場所  
三 取得の原因

との規定があるところ、政府が保管するワイン  
についても「取得する物品又は取得した物品の  
品目、数量、規格及び価格」、「取得の時期及び  
場所」、「取得の原因」について記録を作成する  
ことが義務づけられているか。

右質問する。  
ことが義務づけられているか。

平成十八年十月二十日提出  
質問 第一〇三号

本省課長職を経験しない外務省職員の大使人  
事に関する再質問主意書  
提出者 鈴木 宗男

内閣衆質一六五第一〇二号  
平成十八年十月三十一日

内閣總理大臣 安倍 晋三

内閣衆質一六五第一〇二号  
平成十八年十月三十一日

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政府が保管する  
ワインに関する質問に対する答弁書

一 及び二について  
物品管理法(昭和三十一年法律第二百三十九号)第  
三十六条及び物品管理法施行令(昭和三十一年  
政令第三百三十九号)第四十二条の規定によ  
り、国が所有する物品について、物品管理官等  
は、物品管理簿等必要な帳簿を備え、財務大臣  
の指定する場合を除き、必要な事項を記載又は  
記録しなければならないこととされている。政  
府において保管されているワインについて、取  
得後比較的速やかに供用することを通例とする  
ものは、同令第四十二条ただし書に規定する  
財務大臣の指定する場合に該当し、その他の  
場合には、物品管理簿等に記載又は記録しなけ  
ればならない。

三について  
物品管理法施行規則(昭和三十一年大蔵省令  
第八十五号)第十七条による物品の取得に関する  
通知は、物品管理官に適正な物品の管理を行  
わせるためのものであり、一般的に、書面を  
提出する。

もって行われている。ただし、物品管理法施行  
令第十四条第三項第二号の規定により、当該  
通知は、物品管理官が契約等担当職員を兼ねる  
場合には、省略することができる」とされて  
いる。

〔別紙〕  
衆議院議員鈴木宗男君提出本省課長職を經  
験しない外務省職員の大使人事に関する再  
質問に対する答弁書

平成十八年十月二十日提出  
質問 第一〇四号

本省課長職を経験しない外務省職員の大使  
人事に関する再質問主意書  
提出者 鈴木 宗男

内閣衆質一六五第一〇三号  
平成十八年十月三十一日

内閣總理大臣 安倍 晋三

内閣衆質一六五第一〇三号  
平成十八年十月三十一日

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出本省課長職を經  
験しない外務省職員の大使人事に関する再  
質問に対する答弁書

一 「前回答弁書」(内閣衆質一六五第五五号)を踏ま  
え、追加質問する。

一 「前回答弁書」によって、「平成十八年十月十  
一日現在の特命全権大使で外務本省その他の本  
省府の課長を経験しなかつた者の数は、二十三  
人である。」との事実が明らかになつたが、これ  
ら特命全権大使の氏名、任国、発令日を明らか  
にされたい。

二 四年以上前に外務省が外務本省その他の本省  
府の課長を経験しなかつた者を特命全権大使に  
任命しないとの方針を定めたにもかかわらず、  
現在に至つても外務本省その他の本省府の課長  
を経験しなかつた者を二十三人も特命全権大使  
に任命している外務省の真意を明らかにされた  
い。

右質問する。

内閣衆質一六五第一〇三号  
平成十八年十月三十一日

内閣總理大臣 安倍 晋三

内閣衆質一六五第一〇三号  
平成十八年十月三十一日

御指摘の方針はいわゆるI種職員についての  
原則的措置を定めたものであるが、一つについて  
述べた特命全権大使二十三名のうち、いわゆ  
るI種職員は四名である。

平成十八年十月二十日提出  
質問第一〇四号

外務省職員のサービス残業に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員のサービス残業に関する再質問主意書

〔前回答弁書〕(内閣衆質一六五第五六号)において、外務省が実態と異なる説明をしていると思われるところ、追加質問する。

一 外務省欧州局ロシア課の職員数を明らかにされたい。

二 外務省欧州局ロシア課の職員の内、国家公務員法第二条に規定する一般職員で、一般職の職員の給与に関する法律第十六条の規定により、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合に超過勤務手当が支払われる職員数を明らかにされたい。

三 超過勤務を行う外務省職員に対して外務省が公費で食事を提供しているという事実がある。あるならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

四 二〇〇五年十一月にブーチン・ロシア連邦大統領が公式訪日した関係で外務省欧州局ロシア課の事務量が増大したと料するが、同年十一月、十一月の外務省欧州局ロシア課の職員の内、国家公務員法第二条に規定する一般職員の超過勤務時間の累計は、平成十七年十月が十八名で八百六十八時間、同年十一月が十九名である。この規定により、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合に超過勤務手当が支払われる職員数と超過勤務時間の累計を月別に明らかにされたい。

五 四の超過勤務時間は実態を反映しているか。実際にはこれより遙かに多い超過勤務を行つているにもかかわらず、査定によつて超過勤務時間が短縮されているのではないか。右質問する。

内閣衆質一六五第一〇四号  
平成十八年十月三十日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のサービス残業に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のサービス残業に関する再質問に対する答弁書

一 及び二について

平成十八年十月二十五日現在、外務省欧州局ロシア課で勤務している職員(以下「ロシア課職員」という。)の数は、二十二名であり、このうち超過勤務手当の支給対象となる職員の数は、二十名である。

三について

平成十七年十月三十一日現在及び同年十一月三十日現在のロシア課職員で超過勤務手当の支給対象となる職員の数は十九名であり、このうち、実際に超過勤務手当が支給された職員数及び超過勤務時間の累計は、平成十七年十月が十八名で八百六十八時間、同年十一月が十九名である。

四について

平成十七年十月三十一日現在及び同年十一月三十日現在のロシア課職員で超過勤務手当の支給対象となる職員の数は十九名であり、このうち、実際に超過勤務手当が支給された職員数及び超過勤務時間の累計は、平成十七年十月が十八名で八百六十八時間、同年十一月が十九名である。

五について

外務省においては、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十六条の規定が適用される職員が超過勤務命令に従い正規の勤務時間を超えて勤務については、当該正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、超過勤務手当を当該職員に支給しきがある。

平成十八年十月二十日提出  
質問第一〇五号

民間シンクタンクと外務省の関係に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

民間シンクタンクと外務省の関係に関する質問主意書

〔前回答弁書〕(内閣衆質一六五第一〇四号)で、「日本初の露専門シンクタンク 東京財團から独立」、「北方領土問題解決の促進を主な目的にした日本で初めてのロシア研究専門のシンクタンク「对外戦略研究所(仮称)」が来年一月に創立される。東京財團(東京・港区)の吹浦忠正常務理事が同財團のロシア研究部門を分離・独立させて理事長に就任する。

シンクタンクは港区虎ノ門の船舶振興ビル六階にオフィスを構える。研究員、客員研究員のポストなどを設け、ほかにスタッフ数人が常勤する。来年四月までにNPO法人(特定非営利法人)になる。

ブーチン政権が領土問題で旧ソ連時代に逆戻りしたような強硬姿勢を崩さない中で、①ロシアを中心とする旧ソ連圏の政治・経済・安全保障などの研究、②これらの諸国に対する日本外交のあり方の研究、③それに基づくタイムリーな政策提言――などの事業を行う。

東京財團は昨年四月からホームページでロシア語による北方領土問題などに関する日本側の立場を発信し続けているが、シンクタンクはこれも引き継ぐ。

との記事を掲載していることを政府は承知しているか。

一について

衆議院議員鈴木宗男君提出民間シンクタンクと外務省の関係に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一六五第一〇五号  
平成十八年十月三十一日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出民間シンクタンクと外務省の関係に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

外務省において調査した範囲では、御指摘の「打ち合わせ」を行つたとの事実は確認されていない。

外務省において調査した範囲では、御指摘の現時点では、御指摘の予定はない。

三について

外務省において調査した範囲では、お尋ねの事例は確認されていない。

平成十八年十月二十日提出  
質問第一〇五号

外務省以外の政府機関が「对外戦略研究所」(仮称)に対して調査を委託する予定があるか。

五 二〇〇四年度、二〇〇五年度に北方領土問題に関連し、外務省が民間シンクタンクや個人に対し、対価を支払つて調査や研究を依頼することが北方領土返還交渉のために有益に活用されたと政府は思料しているか。

六 過去に外務省が北方領土問題に関連し、外務省が民間シンクタンクや個人に対し、対価を支払つて調査や研究を依頼することが北方領土返還交渉のために有益に活用されたと政府は思料しているか。

七 二〇〇六年十月十九日付産経新聞は、「日本初の露専門シンクタンク 東京財團から独立」、「北方領土問題解決の促進を主な目的にした日本で初めてのロシア研究専門のシンクタンク「对外戦略研究所(仮称)」が来年一月に創立される。東京財團(東京・港区)の吹浦忠正常務理事が同財團のロシア研究部門を分離・独立させて理事長に就任する。

シンクタンクは港区虎ノ門の船舶振興ビル六階にオフィスを構える。研究員、客員研究員のポストなどを設け、ほかにスタッフ数人が常勤する。来年四月までにNPO法人(特定非営利法人)になる。

ブーチン政権が領土問題で旧ソ連時代に逆戻りしたような強硬姿勢を崩さない中で、①ロシアを中心とする旧ソ連圏の政治・経済・安全保障などの研究、②これらの諸国に対する日本外交のあり方の研究、③それに基づくタイムリーな政策提言――などの事業を行う。

東京財團は昨年四月からホームページでロシア語による北方領土問題などに関する日本側の立場を発信し続けているが、シンクタンクはこれも引き継ぐ。

との記事を掲載していることを政府は承知しているか。

一について

衆議院議員鈴木宗男君提出民間シンクタンクと外務省の関係に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一六五第一〇五号  
平成十八年十月三十一日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出民間シンクタンクと外務省の関係に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

外務省において調査した範囲では、御指摘の「打ち合わせ」を行つたとの事実は確認されていない。

外務省において調査した範囲では、御指摘の現時点では、御指摘の予定はない。

三について

外務省において調査した範囲では、お尋ねの事例は確認されていない。

## 六について

外務省が実施した調査や研究の目的、内容には様々なものがあり、お尋ねについては、一概にお答えすることは困難である。

平成十八年十月二十三日提出

質問 第一〇六号  
武力攻撃の際の警報と国民保護に関する質問  
主意書

提出者 高井 美穂

## (号外)

官

武力攻撃の際の警報と国民保護に関する質問主意書

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の相次ぐミサイル発射や核実験声明が、日本国民を不安に陥れている。麻生外務大臣も今月十五日のテレビ朝日「サンデープロジェクト」で「北朝鮮としては中國、韓国より日本に撃つ確率は高い」と、我が国が核ミサイル等の攻撃対象となりうる、と受け取れる発言をしている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 防衛庁は平成十六年十二月十日の衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会で、北朝鮮から弾道ミサイルが発射された場合、日本への着弾に要する時間について「おおむね十分程度」と答えていた。さらに、平成十七年四月一日の本会議で、当時の大野防衛庁長官は、着弾予測をする時間について、「一、二分のブースト段階終了後、極めて短時間で弾着予測地域が計算されます」と答弁している。つまり、北朝鮮が弾道ミサイルを発射した後、日本に着弾することが予測されながら着弾までは概ね八、九分という理解で間違いないか。

二 自衛隊法第八十二条の二では、防衛庁長官は「内閣総理大臣の承認を得て」弾道ミサイル破壊の命令を出すことができるこになつていて。通常、どのような手段を使い、承認を得るのか、承認に要する時間はどのくらいか。また、

五 弾道ミサイルによる攻撃を受けた場合、政府はまず対策本部長による警報の発令が総務大臣に通知され、これを受けて都道府県知事に通知が行き、都道府県知事が各市町村長に通知する。これを受け、市町村が防災無線等を通じて「サイレン音」を流し、その後さらに防災無線等を通じ具体的な避難指示が出されることになつていて。政府が日本への着弾を予想した後、政府から都道府県、さらに都道府県から各市町村にはどのような手段で情報伝達が行われる。

六 について  
外務省が実施した調査や研究の目的、内容には様々なものがあり、お尋ねについては、一概にお答えすることは困難である。

三 我が國領土に向けて弾道ミサイルが発射された場合、我が国はイージスBMDシステム等でこれを迎撃することになつていてと承知しているが、現在の態勢で一〇〇%これを迎撃できるのか。できないとすれば、どの程度迎撃できると考えているのか。またその根拠を示されたい。

四 いわゆる「国民保護法」やそれに基づく基本指針などによると、弾道ミサイル攻撃を受けた場合迅速な情報伝達等による被害の局隈化が重要とされており、さらに「避難は屋内避難を中心で、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難」となっている。ところ保謹に係る警報のサイレン音が昨年七月に決定されたと承知している。また、政府の国民保護のホームページで、この「サイレン音」を聞くことができるることも承知しているが、政府はこれ以外に、どのような形で「サイレン音」を国民に周知しているか、具体的に示されたい。また、この「サイレン音」が、決定一年が経過し、どの程度国民に周知されていると認識しているか、またその根拠を明らかにされたい。

五 弾道ミサイルによる攻撃を受けた際、政府で右質問する。

六 について  
外務省が実施した調査や研究の目的、内容には様々なものがあり、お尋ねについては、一概にお答えすることは困難である。

七 弾道ミサイルにより我が国が攻撃を受ける場合、首都がその標的となる可能性が高いと考えるが、現在の態勢で一〇〇%これを迎撃できるのか。できないとすれば、どの程度迎撃できると考えているのか。またその根拠を示されたい。

八 内閣官房がホームページ等で公開している「武力攻撃やテロなどから身を守るために」によると、「警報が発令された場合に直ちにとつていただきたい行動」として「①屋内にいる場合、ドアや窓を全部閉めましょう。ガス、水道、換気扇を止めましょう。ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう」と呼びかけているが、弾道ミサイルによる攻撃を受けた場合残された八、九分で、これら政府が国民に要望する行動はどのような意味があるのか。

九 結局、我が国が核兵器など大量破壊兵器を搭載した弾道ミサイルの攻撃を受けた場合、攻撃対象地域の国民は「座して死を待つ」しかないのか。政府の国民保護への考え方について伺いたい。

三 について  
我が国が導入を進めている弾道ミサイル防衛システムは、イージス艦による上層での迎撃とペトリオット・ミサイルPAC-3による下層での迎撃の多層的なウエポンシステムを採用している。

イージス艦による迎撃については、これまで米国において実施された発射試験において、九年中八回成功していると承知している。ペトリオット・ミサイルPAC-3については、平成十五年の米国等によるイラクに対する武力行使の際配備され、迎撃範囲内の全ての弾道ミサイルの迎撃に成功したとの米国政府による発表がされていると承知している。また、弾道ミサイル防衛システムについては、我が国としても独自に分析を行つており、これら過去の試験等の結果にかんがみれば、当該システムの技術的信

## 〔別紙〕

衆議院議員高井美穂君提出武力攻撃の際の警報と国民保護に関する質問に対する答弁書

## 一について

お尋ねについては、弾道ミサイルの性能、発射場所、着弾地点、飛翔態様、弾道ミサイルを探知するレーダーの配備場所等各種の条件によつて影響されることから、一概に申し上げることは困難である。

## 二について

射場所、着弾地点、飛翔態様、弾道ミサイルを

探知するレーダーの配備場所等各種の条件によつて影響されることから、一概に申し上げることは困難である。

## 三について

射場所、着弾地点、飛翔態様、弾道ミサイルを

探知するレーダーの配備場所等各種の条件によつて影響されることから、一概に申し上げることは困難である。

## 四について

射場所、着弾地点、飛翔態様、弾道ミサイルを

探知するレーダーの配備場所等各種の条件によつて影響されることから、一概に申し上げることは困難である。

## 五について

射場所、着弾地点、飛翔態様、弾道ミサイルを

探知するレーダーの配備場所等各種の条件によつて影響されることから、一概に申し上げることは困難である。

## 六について

射場所、着弾地点、飛翔態様、弾道ミサイルを

探知するレーダーの配備場所等各種の条件によつて影響されることから、一概に申し上げることは困難である。

## 七について

射場所、着弾地点、飛翔態様、弾道ミサイルを

探知するレーダーの配備場所等各種の条件によつて影響されることから、一概に申し上げることは困難である。

## 八について

射場所、着弾地点、飛翔態様、弾道ミサイルを

探知するレーダーの配備場所等各種の条件によつて影響されることから、一概に申し上げることは困難である。

## 九について

射場所、着弾地点、飛翔態様、弾道ミサイルを

探知するレーダーの配備場所等各種の条件によつて影響されることから、一概に申し上げることは困難である。

## 一〇について

射場所、着弾地点、飛翔態様、弾道ミサイルを

探知するレーダーの配備場所等各種の条件によつて影響されることから、一概に申し上げることは困難である。

## 一一について

射場所、着弾地点、飛翔態様、弾道ミサイルを

探知するレーダーの配備場所等各種の条件によつて影響されることから、一概に申し上げることは困難である。

頼性は高く、迎撃に成功する確率は相当に高いものと考えている。

四について

国民保護に係る警報のサイレンについては、

内閣官房の国民保護ポータルサイトにおいて説明され試聴することができるほか、国と地方公

共団体との共同実動訓練や地方公共団体の訓練における使用、内閣官房主催の国民保護フォーラム、都道府県の防災関連行事等での紹介、報道機関からの取材に対する説明等のあらゆる機会を利用して周知に努めているところである。

国民への周知の程度は必ずしも承知していないが、今後も引き続き様々な手段を活用して国民に周知してまいりたい。

五について

御指摘の弾道ミサイル攻撃の場合を含め、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置

に関する法律(平成十六年法律第二百十二号。以下「国民保護法」という)第四十四条の警報、第五十二条の避難措置の指示及び第五十四条の避難の指示又は伝達に当たっては、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線、市町村防災行政無線等を活用することとしている。

これらの通知又は伝達に要する時間は、個別の状況に応じて異なることから一概に申し上げることは困難である。

六について

全国瞬時警報システムについては、消防庁において、平成十七年度に、送信設備を整備して実証実験を実施した上、機器及びシステムの標準仕様を作成した。

現在、地方公共団体における受信装置等の関連機器の整備の在り方等について引き続き検討しているところである。

国民保護に係る警報は、サイレン、防災行政無線等により住民に伝達されることとなる。防

災行政無線のスピーカーは、学校等の公共施設に限らず、街路等にも広く設置されている。な

お、国民保護に係る警報のサイレンは、伝達距

離が長いこと、その音自体に危険性や緊急性がある。

また、国民保護法第五十条においては、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに警報の内容を放送しなければならない旨が定められている。

国民の保護に関する基本指針においては、警報の伝達、避難誘導等について高齢者、障害者等の特に配慮をする者の保護について留意するものとされており、国民保護法第三十五条第一項においては、市町村長は、当該基本指針に基づいて作成された都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない旨が定められている。

なお、国民保護に係る警報のサイレンは、高齢者及び聴覚障害者にも配慮されたものとなっている。

八について

御指摘の行動は、弾道ミサイル攻撃を含む武力攻撃等の際に、制約された時間の中で国民が一般に実施可能なものであり、当該行動を通じて被害を軽減することが可能になると考えていた。

我が国に向けて弾道ミサイルが発射された場合には、政府としては、できる限り速やかに、警戒しなければならない地域の住民に対して屋内への避難を呼び掛けるなど、所要の情報を国民に提供することとしており、国民保護法等を適切に運用し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう努める考えである。

平成十八年十一月二日 衆議院会議録第十三号 議長の報告

平成十八年十月二十三日提出  
質問 第一〇七号

サンフランシスコ平和条約における北方領土問題の取扱に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

サンフランシスコ平和条約における北方領土問題の取扱に関する質問主意書

内閣衆質一六五第一〇七号

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出サンフランシスコ平和条約における北方領土問題の取扱に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

サンフランシスコ平和条約における北方領土問題の取扱に関する質問主意書

土問題の取扱に関する質問主意書

一 一九五一年のサンフランシスコ平和条約第二条(二)項において、「日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のボーツマス条約の結果として主権を獲得した権太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」と規定されているが、ここで我が国が放棄した千島列島に所属する島々の名前を明らかにしたい。

二 我が国が放棄した千島列島に所属する島々について、米国も同一の認識を持つているか。持つてゐるとするならば、その根拠を明確に示されたい。

三 我が国が放棄した千島列島に所属する島々について、英國も同一の認識を持つているか。持つてゐるとするならば、その根拠を明確に示されたい。

四 我が国が放棄した千島列島に所属する島々について、ロシアも同一の認識を持つているか。持つてゐるとするならば、その根拠を明確に示されたい。

五 政府は千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のボーツマス条約の結果として主権を獲得した権太の一部及びこれに近接する諸島の主権がロシアに帰属していると認識しているか。

六 政府は千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のボーツマス条約の結果として主権を獲得した権太の一部及びこれに近接する諸島の主権がロシアに帰属していると認識しているか。

七 ロシアと北方四島の帰属問題を解決するにあ

たつて、米国による仲介が必要と政府は考えているか。

右質問する。

たつて、米国による仲介が必要と政府は考えているか。

右質問する。

内閣衆質一六五第一〇七号

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出サンフランシスコ平和条約における北方領土問題の取扱に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員鈴木宗男君提出サンフランシスコ平和条約における北方領土問題の取扱に関する質問に対する答弁書

一 一九五一年のサンフランシスコ平和条約第二条(二)項において、「日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のボーツマス条約の結果として主権を獲得した権太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」と規定されているが、ここで我が国が放棄した千島列島に所属する島々の名前を明らかにしたい。

二 日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号。以下「サンフランシスコ平和条約」という)第二条(二)にいう千島列島とは、我が国がロシアとの間に締結した千八百五十五年の日露通好条約及び千八百七十五年の権太千島交換条約からも明らかなように、ウルップ島以北の島々を指すものである。

三 〔別紙〕  
衆議院議員鈴木宗男君提出サンフランシスコ平和条約における北方領土問題の取扱に関する質問に対する答弁書

一 一九五一年のサンフランシスコ平和条約第二条(二)項において、「日本国は、歴史上の事実を注視して認められなければならないものであるとの結論に到達した。」との見解を明らかにしてい

る。さらに、千九百五十四年十一月七日に北海道上空において米国の飛行機が撃墜された事件に關し、米国政府がソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「ソ連邦」という)政府にあてた千九

百五十七年五月二十三日付けの書簡において、

サンフランシスコ平和条約における「千島列島」

という字句が「齒舞群島、色丹島又は国後島、択捉島を含んでもいなければ含む様に意図されしなかつたということを繰り返し言明する。」旨述べられている。英國政府の見解は、英國政府との関係もあり、お答えを差し控えたが、そのではないと考へている。

## 四について

サンフランシスコ平和条約の当事国でないソ連邦及びこれを承継したロシア連邦は、同条約の文言を解釈する立場はない。

## 五及び六について

我が国は、サンフランシスコ平和条約に基づき、千島列島及び我が国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を得た権太の一部等に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄しており、その帰属についての見解を述べる立場はない。

政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結するため、ロシア連邦政府と引き続き粘り強く交渉していく考えである。

## 官報(号外)

平成十八年十月二十三日提出  
質問 第一〇八号  
主意書

提出者 鈴木 宗男

## 二及び三について

一九四三年の大東亜宣言に関する第三回質問  
提出者 鈴木 宗男

## 一について

我が国は、中国を国家として承認している。  
我が国が千九百七十二年の日中國交正常化まで  
中国を代表する政府として認めていた政府は、  
千九百十二年から中華民国を正式国名として使  
用している。

## 二及び三について

一九四三年の大東亜宣言に関する第三回質問  
提出者 鈴木 宗男

「前回答弁書」(内閣衆質一六五第七四号)を踏まえ、追加質問する。

一 日本が中華民国を正式国名とする國家を承認していた期間を明示されたい。

二 日本国が、蒋介石が中華民国を代表する立場があつたと認識していた時期を明らかにされたい。

## 三 日本政府はどの時点での見解を示すか。

院長が中華民国を代表する立場にあると認識するに至ったか。また、その理由を明確にされた

等により議論されるべきものと考えており、お尋ねについてはお答えを差し控えたい」と答弁

しているところ、専門家等とは具体的にどのような人々を意味するのか明らかにされたい。

四 前回答弁書において、政府は、「一般的に、

歴史的な事象に関する評価については、専門家等により議論されるべきものと考えており、お尋ねについてはお答えを差し控えたい」と答弁

しているところ、専門家等とは具体的にどのような人々を意味するのか明らかにされたい。

五 四の専門家に外交官が含まれるか。

## 右質問する。

## 内閣衆質一六五第一〇八号

平成十八年十月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの「裁判」に関する第三回質問に対する答弁書

## 四及び五について

お尋ねの「専門家等」とは、主として、歴史分野を専門に研究している者を想定しており、その詳細について一概にお答えすることは困難である。

内閣衆質一六五第一〇九号  
平成十八年十月三十一日

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出「第三十一吉進丸」の船長に対するロシアの「裁判」に関する第三回質問に対する答弁書

められた基準を満たしているか。満たしていないとするならば、どの程度の地震で倒壊、又は崩壊する危険性があるか。

二 外務省船橋住宅の耐震強度は建築基準法で定められた基準を満たしているか。満たしていないとするならば、どの程度の地震で倒壊、又は崩壊する危険性があるか。

三 外務省は船橋分室の通信施設が危機管理において重要であると認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六五第一一〇号

平成十八年十月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議員 鈴木宗男君提出外務本省建物の耐震強度強化工事に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

一について

外務省船橋分室厅舎については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条の規定により建築物が適合しなければならないとされる基準（以下「耐震基準」という。）が同分室厅舎が建設された昭和四十七年以後に強化された結果、耐震基準に適合しなくなつていたため、平成十三年度に国土交通省が耐震診断を実施した。その結果、震度六強から震度七程度の地震で倒壊し、又は崩壊する危険性は低いと評価された。

二について

外務省船橋住宅については、既に廃止されている。外務省としては、危機管理の観点から、お尋

ねの施設におけるものを含め、通信に関する業務を的確に行うことが重要であると認識している。

平成十八年十月二十三日提出

質問 第一一一號

外務省における部内連絡の件数に関する質問

主意書

提出者 鈴木 宗男

右質問する。

内閣衆質一六五第一一〇号

平成十八年十月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議員 鈴木宗男君提出外務本省建物の耐震強度強化工事に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

一について

外務省が部内連絡という特殊な連絡手段を持つことが国益の観点から適切と政府は考えるか。

右質問する。

内閣衆質一六五第一一〇号

平成十八年十月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議員 鈴木宗男君提出外務本省における部内連絡の件数に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員 鈴木宗男君提出外務本省建物の耐震強度強化工事に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

外務省においては、外務本省と在外公館との間又は在外公館相互間で密接な情報交換に努め

る。

より対外的関係において我が国が不利益を被る等のおそれがあるもの、その通信の態様等を明らかにすることで秘密保全の体制に支障を生じるものなどもあることから、外務省として、御質問にお答えすることは差し控えたい。

二 前条の規定により広域異動手当が支給される職員 当該職員に係る同条の規定による広域異動手当の支給割合

正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右 議会に提出する。

平成十八年十月二十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「地域手当」の下に「 広域異動手当」を加える。

第十条の二第二項を次のように改める。

2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は、同項に規定する官職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。

第十条の三第一項第三号中「第十一条の八」を「第十一条の九」に改める。

第十一条第三項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「その他の扶養親族については一人につき五千円」を削る。

第十一条の九を第十一条の十とする。

第一条の八第二項中「地域手当支給官署に在勤する」を「次に各号に掲げる」に、「当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合」をそれぞれ当該各署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合」に改め、同項に次の各号を加える。

号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 地域手当支給官署に在勤する職員 当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一

条の三の規定による地域手当の支給割合

二 前条の規定により広域異動手当が支給される職員 当該職員に係る同条の規定による広域異動手当の支給割合

第十一條の八第四項中「又は前二条」を「 第十一条の六又は第十二条の七」に改め、同条を第十一条の九とし、第十二条の七の次に次の二条を加える。

〔広域異動手当〕

第十一條の八 職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき人事院規則で定めるところにより算定した官署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と官署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも六十キロメートル以上であるとき（当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル未満である場合であつて、通勤を要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として人事院規則で定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から三年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る官署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等

の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。

一 三百キロメートル以上 百分の六

二 六十キロメートル以上三百キロメートル未満 百分の三

前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から三年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときについては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときについては当該再異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 檢察官があつた者、給与特例法適用職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前二項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第十二条の三から前条までの規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前

三項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。

この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に必要な事項は、人事院規則で定める。

第十四条次の二項を加える。

3 前二項の規定により特地勤務手当に準する手当を支給される職員が第十二条の八の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準する手当と広域異動手当との調整に係る必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条、第十九条の四第四項及び第五項、第十九条の七第二項第一号及び第三項並びに第十九条の八第五項中「地域手当」の下に「広域異動手当」を加える。

第十九条の九第一項中「第十二条の九」を第十二条の十に改め、同条第三項中「第十二条の九まで」を「第十二条の七まで、第十二条の九、第十二条の十」に改める。

第二十三条第二項から第五項までの規定中「地域手当」の下に「広域異動手当」を加える。

### 附 則

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（施行期日）  
（平成二十三年三月三十一日までの間ににおける俸給の特別調整額に関する経過措置）

第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）

附則第十一條第一項中「第十二条の二第一項」を「第十二条の二第一項」に改める。

（検察官の俸給等に関する法律等の一部改正）

第七条 次に掲げる法律の規定中「地域手当」の下

てのこの法律による改正後的一般職の職員の給与に関する法律（以下「新法」という。）第十条の二第二項の規定の適用については、平成二十三年三月二十一日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給額」とあるのは、「職員の俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一條の規定による俸給の額との合計額」とする。

この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に必要な事項は、人事院規則で定める。

第十四条次の二項を加える。

3 前二項の規定により特地勤務手当に準する手当を支給される職員が第十二条の八の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準する手当と広域異動手当との調整に係る必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条、第十九条の四第四項及び第五項、第十九条の七第二項第一号及び第三項並びに第十九条の八第五項中「地域手当」の下に「広域異動手当」を加える。

第十九条の九第一項中「第十二条の九」を第十二条の十に改め、同条第三項中「第十二条の九まで」を「第十二条の七まで、第十二条の九、第十二条の十」に改める。

第二十三条第二項から第五項までの規定中「地域手当」の下に「広域異動手当」を加える。

### 附 則

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（施行期日）  
（平成二十三年三月三十一日までの間ににおける俸給の特別調整額に関する経過措置）

第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）

附則第十一條第一項中「第十二条の二第一項」を「第十二条の二第一項」に改める。

（検察官の俸給等に関する法律等の一部改正）

第七条 次に掲げる法律の規定中「地域手当」の下

に「広域異動手当」を加える。

一 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号第四条）

二 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第一百九十一号第四条第二項）

三 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第一百八十二号第六条の五第二項）

四 国有林野事業を行う国の經營する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百四十一号）第七条第三項

五 國際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第六号）第五十九条第三項

六 独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百七十九号）第五条第一項

七 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七条）第五十七条规定第三項

八 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書

九 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第八条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十二条の九」を「第十二条の十」に改め、同条第二項中「第十二条の八第一項」を「第十二条の九第一項」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第九条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第一百一十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第十二条の九」を「第十二条の十」に改め、同条第二項中「第十二条の八第一項」を「第十二条の九第一項」に改める。

官 報 (号外)

(判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正)

第十条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律(平成十六年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律第十一條の七第三項」の下に「第十一條の八第三項」を加える。

第十一條第四項中「地域手当」の下に「若しくは広域異動手当」を加える。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一條 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

附則第八十条中「対する新法第十一條の七第三項」の下に「第十一條の八第三項」を加え

人事院の国会及び内閣に対する平成十八年八月八日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給の特別調整額及び扶養手当の額の改定並びに広域異動手当の新設を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、平成十八年八月八日付けの一般職の職員の給与改定に関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 債給の特別調整額の定額化に伴い、その支給割合の限度を職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の百分の二十五とすること。

平成十八年十一月二日 衆議院会議録第十三号

2 扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を一人につき六千円とすること。

3 新たに広域異動手当を設け、職員がその在勤する官署を異にして異動した場合等において、異動等に係る官署間の距離及び住居と官署との間の距離がいずれも六十キロメートル以上であるとき等は、当該職員には、異動等の日から三年間、俸給等の月額の合計額に官署間の距離の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を支給すること。

4 この法律は、平成十九年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由  
平成十八年八月八日付けの給与改定に関する人事院勧告にかんがみ、俸給の特別調整額の定額化に伴う規定の整備、扶養手当の額の改定、広域異動手当の新設等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきことと決した。

三 公務員制度改革を検討するにあたっては、労働基本権の在り方も含め、職員団体等の意見を十分聴取し、理解を得るよう最大限努力すること。

三 公務員制度改革を検討するにあたっては、労働基本権の在り方も含め、職員団体等の意見を十分聴取し、理解を得るよう最大限努力すること。

二 議案の可決理由  
秘書官について、広域異動手当の新設を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右 報告する。

平成十八年十一月二日

右 報告する。  
平成十八年十一月二日 総務委員長 佐藤 勉  
衆議院議長 河野 洋平殿

正する法律案  
右  
国会に提出する  
平成十八年十月二十七日 内閣総理大臣 安倍 晋三

平成十八年十月二十七日 内閣総理大臣 安倍 晋三

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律  
平成十八年八月八日付けの給与改定に関する人事院勧告にかんがみ、俸給の特別調整額の定額化に伴う規定の整備、扶養手当の額の改定、広域異動手当の新設等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきことと決した。

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。  
第二条中「秘書官にあつては俸給、地域手当」の下に「広域異動手当」を加える。  
第七条の三中「地域手当」の下に「広域異動手当」を加える。

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則  
この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

理 由  
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府及び人事院は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 人事院は、俸給の特別調整額の定額化について、民間の役職手当の動向などを十分踏まえ、管理職員の職務・職責が的確に反映されたものとなるよう努めること。

二 政府は、育児のための短時間勤務制度及び自己啓発等の休業制度について、人事院の意見を踏まえ、検討を行い、関係法案の早期提出に努めること。

理 由  
一般職の国家公務員の給与改定に伴い、秘書官について広域異動手当を新設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、一般職の職員の給与改定に伴い、秘書官について、一般職の職員の例により、広域異動手当を新設しようとするものである。  
なお、この法律は、平成十九年四月一日から施行することとしている。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正

官 報 (号外)

平成十八年十一月二日

衆議院会議録第十三号

一六

明治二十一年三月三十日可日  
郵便物認可日  
種類  
第三種  
明治二十一年三月三十日可日

発行所	二東京〒一〇五番地虎ノ門四四五丁目
電話	03(3587)4294
定価	本号一部 本体 一一〇円